第５編　災害復興計画

第１節　組織の設置

［ 関係部署 ］

第１　　趣旨

著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進するため、復興本部の設置について定める。

第２　　内容

１　復興本部の設置

町は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認められるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部には、課、局等をおくこととするが、その構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

２　復興本部の組織・運営

市川町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

(1)　組織

組　織　図

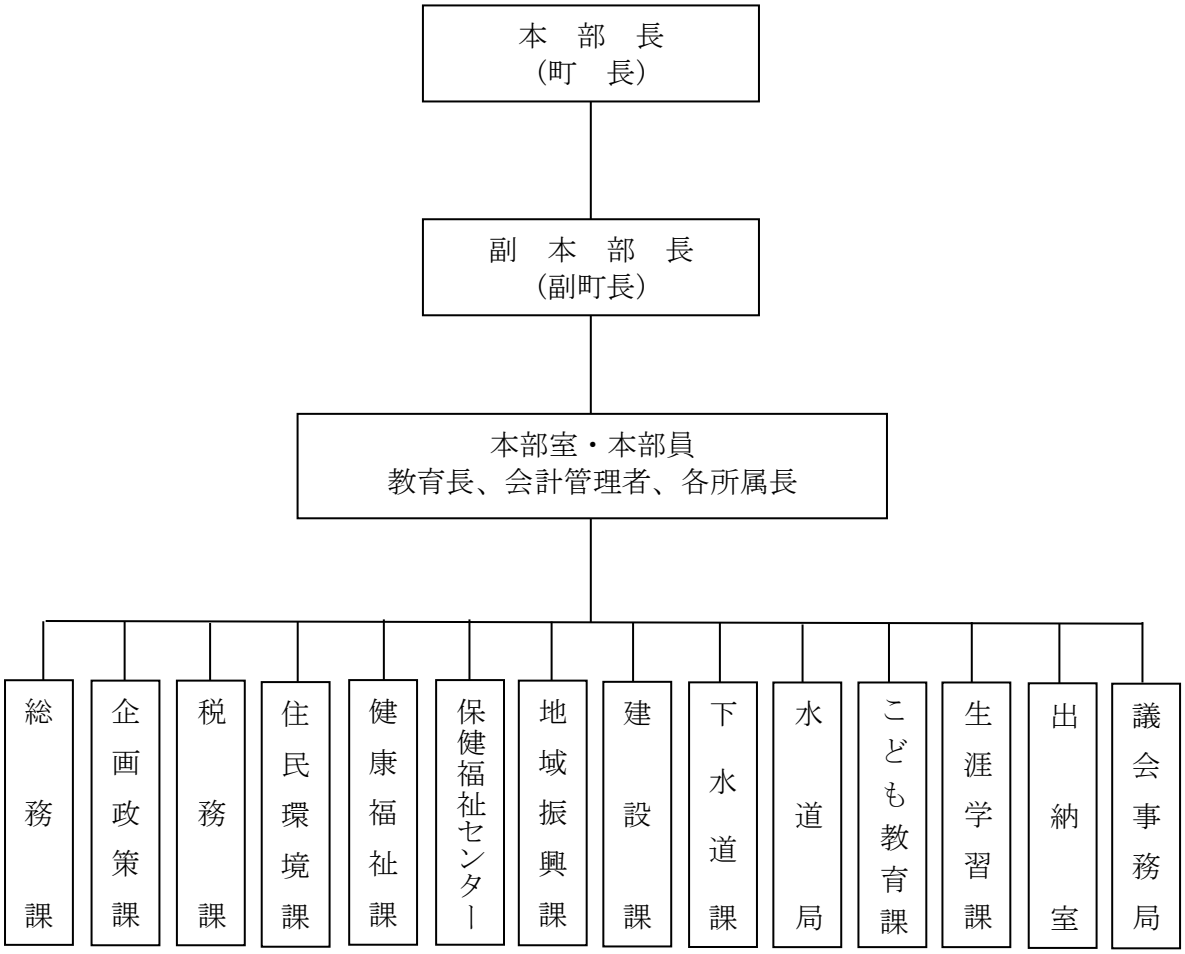

(2)　運営

なお、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

本部員の事務

構　　成　　員		分　　掌　　事　　務
本部長	町長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副町長	本部長の職務を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	教育長、会計管理者、各所属長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

その他、各部局でそれぞれ担当の事務を行う。

第２節　復興計画の策定

［ 関係部署 ］

第１　趣旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められた場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第２　内容

１　復興計画の基本的な考え方

被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに被災市町の復興計画との調整を図り、災害以前の状態を回復するだけでなく、新たなる視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

町は、必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

２　復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画－基本構想－」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

また、それぞれの策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

(1)　被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地域の住民等への意見募集
(2)　有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
(3)　様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催　等

３　復興計画の策定内容

(1)　策定上の留意事項

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

①　多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。

その際、特に女性や災害時要援護者の参画を促進することとする。

②　ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮することとする。

③　阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用

復興 10 年総括検証・提言事業の成果や復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2)　構成例

①　基本方針
②　基本理念
③　基本目標
④　施策体系
⑤　復興事業計画

想定される事業分野

- 生活
- 住宅
- 保健・医療
- 福祉
- 教育・文化
- 産業・雇用
- 環境
- 都市及び都市基盤　　等

4　分野別緊急復興計画の策定

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に例示する分野等の緊急復興計画を策定する。

(1)　生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

(2)　住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

(3)　都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

(4)　産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともにこれを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

(5)　その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。